



届出等による医療について

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

基本診療料

情報通信機器を用いた診療に係る基準

特掲診療料

在宅療養支援診療所2

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料の注14に規定する基準

在宅がん医療総合診療料

がん性疼痛緩和指導管理料

在宅データ提出加算

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

在宅医療DX情報活用加算

その他

薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が175円以下の場合、薬剤名等の記載を省略する届出